

随意契約理由書

(別紙)

件名	西部市場ボイラー設備保守点検業務
契約の相手方	川重冷熱工業 株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>西部市場での業務は、と畜業務から市場機能、枝肉搬出まで、常に円滑な作業の流れが求められている。 当該ボイラ設備は、市場の中において重要な機器であって、動作の支障をきたすと市場全体の業務に大きな影響を与えることになる。ボイラ設備は解体設備へ直接蒸気を供給するとともに、給湯設備への熱源供給や暖房運転を行う基幹供給設備である。 上記業者は当該設備を製作・設置した業者であり、上記業者のみが点検・修理・部品調達が可能で他の業者では対応出来ない。 以上のことから業務を履行できるのは上記業者以外にないため、随意契約を行うものである。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 業務係 (電話番号 078-671-1593)